

京都大学情報環境機構サブドメイン利用規則

【平成27年9月30日情報環境機構長裁定】

第1条 この規則は、京都大学情報セキュリティ対策基準（平成21年3月2日情報担当理事裁定）第39条に基づき、kyoto-u.ac.jp 配下のサブドメイン（以下「サブドメイン」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 サブドメインは、本学の部局（京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程第2条第8号で定めるもの）に対して割り当てるものとする。

第3条 サブドメインの割り当てを受けようとする部局の部局情報セキュリティ技術責任者は、所定の申請書を情報環境機構長（以下「機構長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構長は、サブドメインの割り当てを承認した部局（以下「サブドメイン管理部局」という。）に対して、その旨を通知するものとする。

3 機構長は、サブドメイン管理部局に対して、必要に応じてサブドメインの利用について条件を付すことができる。

第4条 機構長は、サブドメイン管理部局に対して、サブドメインの利用状況について報告を求めることができる。

第5条 サブドメイン管理部局は、サブドメイン毎にサブドメイン管理責任者を選出し、機構長に届け出なければならない。

第6条 サブドメイン管理責任者は、部局情報セキュリティ技術責任者の監督の下、当該サブドメイン配下に新たなホストを設置する際や、配下に新たなドメイン（以下「サブサブドメイン」という。）を作成する際の管理を行なう。

2 配下にサブサブドメインを作成する際は、当該サブサブドメインに関する管理権限をサブサブドメイン管理責任者に委譲することができる。その場合、サブドメイン管理責任者はサブサブドメイン管理責任者を置き、その旨を機構長に届け出なければならない。また、サブドメイン管理責任者は、委譲したサブサブドメインを廃止する場合には、速やかに機構長にその旨を届け出なければならない。

第7条 サブドメイン管理部局は、サブドメインを利用する必要がなくなったときは、速やかに機構長にその旨を届け出なければならない。

第8条 この規則に定めるもののほか、サブドメインの利用に関し必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規則は、平成27年9月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。